



中国がわかるシリーズ 34 王安石の改革(上)

ライフネット生命保険株式会社
代表取締役会長兼 CEO、出口 治明氏

宋では、6代、20歳の神宗(1067~1085)が即位しました。100万人を超す常備軍(主として大夏対策)や肥大化した官僚組織により財政は圧迫され、また、順調な経済成長の裏では、貧富の差が拡大していました。形勢戸と呼ばれる富裕な農民や、科挙の合格者を出した官戸が新たな特権階級となりつつあったのです。

神宗は、嘗て「万言書(上奏文)」を提出(1058年)して政治改革を訴えた王安石を抜擢して国政改革に当たらせることにしました。これが、有名な、新法です。稀代の名宰相、王安石は、零細農民や商人を救う(＝中産階級を育成する)ことを主眼とした壮大な富国強兵策を打ち出しました。しかし、新法は、大地主や大商人の特権を奪うものでしたので、既得権を主張する側は、司馬光を首領に押し立て(旧法党)激しく抵抗しましたが、新法は画期的な政策だったので、経済は空前の活況を呈しました。青苗法によって、農村にまで貨幣が行き渡り、マネーサプライが増加したのです。宋銭は、東アジアの共通貨幣として、わが国でも広く流通しました。

新法の特徴は、政府の全ての政策について、整合的な具体案(緻密な制度設計)が用意されていることであり、王安石の宰相としての傑出した能力の高さが窺えます。王安石は、おそらく、世界史上、最高の宰相の1人に数えられるでしょう。これに対して、旧法党は、思想や政策もバラバラで、反新法以外の共通項を見出すことは困難です。なお、主な新法は、概ね次のとおりです。

苗法(零細農民に地主より低利で種籾を貸し付け、破産や小作農への零落を防ぐ)、均輸法(江南から開封に運ばれる物資について、大商人の買占めを防止するため、国家が関与して、物価を安定させる)、市易法(青苗法の対商人版)、募役法(保有資産に比例して銭納させ、労役者を雇う制度。地方の有力者は、コネ等によって従来の労役を逃れていたのです)、保甲法(常備軍を補完する治安維持組織の立ち上げを狙ったものです。10戸を1保、5保を1大保、10大保を1



長期投資仲間通信「インベストラ이프」

都保＝1単位、保甲、として、戸の中で2人以上成人男子のいる戸より、1人の兵士を出す仕組みです）、科挙の改革（これまでの詩賦重視の傾向を改め、より実務的な経書の解釈を中心とする制度に切り換えた上で、自ら経書の注解書を作成、配布）、中央と地方の学校制度の整備（科挙は人材登用、学校は人材育成）、官制改革（簡素化）、礼制改革（天と地を天壇と地壇で別に祀り、後の神さまは簡素化）。

王安石は、「周礼」を論拠としましたが、法家的、実務的な発想が濃厚に漂っています。これに対して、司馬光は、儒家的、理念的な論陣を張りました。即ち、新法は、政府が（低利融資などで）商売をするものであって、儒教の理念にそぐわないと反対したのです。